

賃金・所得統計の在り方に関する検討会の開催について

〔令和 7 年 4 月 4 日
内閣官房長官決裁〕

1. 我が国は、30 年余り続いたコストカット型経済から脱却し、賃金や物価が動き始める成長型経済に向けた転換点にある。こうした状況の下、実質的な賃金・所得動向について、国際比較の観点を含め、多面的に把握することが重要である。

現状、公的統計である「国民経済計算」、「家計調査」及び「毎月勤労統計調査」では、賃金・所得の実質値を公表しているところ、統計ユーザーの利便性を高めるという観点も踏まえ、それらの数値の実質化の在り方、情報提供の手法等について検討を行うため、賃金・所得統計の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座 長	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
構 成 員	川崎 茂	滋賀大学データサイエンス・A I イノベーション 研究推進センター特別招聘教授
	玄田 有史	東京大学社会科学研究所教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	美添 泰人	青山学院大学名誉教授

3. 検討会の庶務は、内閣府、総務省及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。